

1 指定障害福祉サービス等一覧

訪問系サービス	
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的にを行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がい者や精神障がい者が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。
日中活動系サービス	
生活介護	障害者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者または難病を患っている人等に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がい者等の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者または精神障がい者に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がい者に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対し、生産活動等の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労定着支援	平成30年度からの新設事業です。一般就労した障がい者が、職場に定着できるよう支援する事業です。施設の職員が就職した事業所等を訪問することで、障がい者や企業を支援します。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。
医療型 短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障害者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
福祉型 短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
居住系サービス	
共同生活援助	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	平成30年度からの新設事業です。入所施設や共同生活援助を利用している障がい者へ、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援	
計画相談支援	障害福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画」等の作成やサービス支給決定後の連絡調整を行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入院している精神障がい者等に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身生活をする障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。
地域生活支援事業	
理解促進研修・啓発事業	障がい者が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。
相談支援	障がい者、その保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用しまたは利用しようとする知的障がい者または精神障がい者に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。
意思疎通支援事業(コミュニケーション支援事業)	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援等を行います。
日常生活用具給付等事業	重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、市区町村の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した者)の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	障がい者に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。
日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を提供することにより、障がい者を日常的に介護している家族の休息の機会を確保し、介護者の負担軽減を図ります。
訪問入浴サービス事業	地域での身体障がい者の生活を支援するために、在宅の重度身体障がい者で、自力または家族等の介助だけでは入浴が困難な人に対し、訪問入浴を行います。

2 成果目標値の設定

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」の数値目標について、国の第5期障害福祉計画の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、平成32年度を目標年度として設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

目標値		設定の考え方
平成32年度末の施設入所者数	65人	平成28年度末時点から現状維持 【国指針：28年度末時点から2%以上削減】
平成32年度末までの地域生活移行者数	2人	平成28年度末時点の施設入所者の3%が、平成32年度末までに施設からグループホーム等へ地域移行 【国指針：28年度末時点から9%以上移行】

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

目 標 値	設定の考え方
平成32年度末までに 保健・医療・福祉関係者による 協議の場の設置	【国指針：平成32年度末までに、全ての市町村ごとに協議会やその専門部会等保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置。ただし、困難な場合は共同設置も可】

(3) 地域生活支援拠点等の整備

目 標 値	設定の考え方
平成32年度末までに 地域生活支援拠点を 東濃圏域に1箇所設置	【国指針：平成32年度末までに、各市町村又は各圏域に障がい者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備することを基本】

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

目 標 値		設定の考え方
平成32年度の 一般就労移行者数	2人 (2倍増)	平成32年度において福祉施設 ^{*1} から一般就労 ^{*2} へ移行させる人数。平成28年度末実績値(1人)の2倍増【国指針：平成28年度実績の1.5倍以上】
平成32年度末の 就労移行支援事業 利用者数	17人 (1割増)	就労移行支援事業の平成32年度末時点の利用人数。平成28年度末実績(16人)の1割増 【国指針：平成28年度末から2割以上増加】
平成32年度末の 就労移行率3割以上の 就労移行支援事業所数	1箇所 (100%)	市内に1箇所ある就労移行支援事業所の就労移行率を3割以上とする。 【国指針：就労移行率3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上とする】
平成31年度及び 平成32年度における 職場定着率	80%	各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場に定着させる割合 【国指針：各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率80%以上】

*1 当該目標に係る「福祉施設」の範囲

：就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)

*2 「一般就労」の定義

：企業等に就職すること(就労継続支援A型の利用者を除く)及び在宅就労すること。

3 指定障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

(1) 訪問系サービス

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人分	23	25	22	(21)	23	23	23
	時間分	281	222	157	(65)	208	208	208
重度訪問介護	人分	1	0	0	(1)	1	1	1
	時間分	240	0	0	(13)	13	13	13
同行援護	人分	4	3	4	(5)	5	6	6
	時間分	41	38	51	(46)	56	67	67
行動援護	人分	0	0	0	(0)	0	0	0
	時間分	0	0	0	(0)	0	0	0
重度障害者等包括 支援	人分	0	0	0	(0)	0	0	0
	時間分	0	0	0	(0)	0	0	0

※平成 29 年度のみ 9 月時点

② 見込量確保の方策

- ニーズに応じた適切なサービスを提供できるよう、サービス供給体制の整備に努めます。
- サービス提供事業者へ専門的人材の確保とその質的向上を図るよう働きかけていきます。
- 利用見込みがないサービスについても、ニーズが生じた場合に備えて、必要な人材の養成に努めるよう事業者働きかけ、対応できる事業者の確保・増加を図ります。

(2) 日中活動系サービス

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
生活介護	人分	88	91	94	(94)	96	98	100
	人日分	1,722	1,802	1,873	(1,906)	1,969	2,033	2,099
自立訓練 (機能訓練)	人分	0	0	0	(0)	0	0	0
	人日分	0	0	0	(0)	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人分	2	5	8	(10)	13	15	18
	人日分	44	97	179	(190)	269	310	372
就労移行支援	人分	7	8	12	(12)	14	15	17
	人日分	135	136	205	(216)	250	268	303
就労継続支援 (A型)	人分	27	33	39	(38)	39	39	39
	人日分	550	647	789	(762)	789	789	789
就労継続支援 (B型)	人分	35	35	35	(40)	42	43	45
	人日分	630	614	587	(672)	726	743	778
就労定着支援	人分					5	5	5
療養介護	人分	1	1	1	(1)	1	1	1
福祉型短期入所	人分	12	9	10	(11)	12	13	14
	人日分	54	41	38	(57)	58	60	62
医療型短期入所	人分	2	1	1	(1)	1	2	3
	人日分	14	4	4	(3)	5	7	9

※各年度3月分まで(平成29年度のみ9月分まで)の1月当たり平均

② 見込量確保の方策

- 定員の増加、多機能型事業の実施を事業者に働きかける等、障害福祉サービスの供給体制を整えることにより、必要量を確保していきます。
- 事業所に対し、運営面での指導・助言を行い、経営の安定化を支援していきます。
- 就労系のサービスにおいては、障害者就業・生活支援センターや、相談支援事業所、ハローワークと施設との連携強化を図り、サービス利用を促進するとともに、福祉施設から一般就労へ結び付ける支援を行います。
- 就労定着支援に関しては、サービス提供事業者の動向等に注視しながら、必要な見込量の確保に努めます。
- 短期入所に関しては、事業者と連携し、提供体制に努めるとともに、特に医療行為の必要な重度心身障がい者の受け入れ施設を県や近隣自治体と連携し確保に努めます。

(3) 居住系サービス

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
共同生活援助	人分	9	9	8	(9)	12	12	12
施設入所支援	人分	62	63	64	(65)	65	65	65
自立生活援助	人分					0	0	0

※各年度3月分まで(平成29年度のみ9月分まで)の1月当たり平均

② 見込量確保の方策

- 地域生活への移行を進めるため、障がいの程度や社会適応能力等に応じて居住形態の選択の幅を広げられるよう、グループホームの整備について指定障害福祉サービス事業者への働きかけを行うとともに、市として施設整備に対する地域住民の理解と協力を求めています。
- 施設入所者の地域移行を目指していく中で、真に入所を必要とする人に対しては、必要なサービス提供体制を確保します。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画相談支援	人分	30	34	35	(34)	35	37	38
地域移行支援	人分	0	0	0	(0)	0	0	0
地域定着支援	人分	0	0	0	(0)	0	0	0

※各年度3月分まで(平成29年度のみ9月分まで)の1月当たり平均

② 見込量確保の方策

- 計画相談支援に関しては、サービス提供事業所との連携を図り、必要なサービス量が確保できるよう努めるとともに、適切な支援計画が策定されるよう、サービスの質の向上を図ります。
- 地域移行支援と地域定着支援については、本市において利用実績がなく、近隣事業所の提供体制が整っていないことを鑑み、今後も利用はないと見込みます。

4 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
理解促進研修・ 啓発事業	実施 有無	無	無	有	有	有	有	有

※平成29年度のみ9月時点

② 見込量確保の方策

- 実施に向けた要綱等の準備を行うとともに、障がい者等への理解を深めるための研修と啓発を通じて地域社会への働きかけを行います。

(2) 相談支援

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
基本相談支援事業	箇所	6	6	6	6	6	6	6
基幹相談支援センター	実施状況	無	無	無	無	検討	設置	設置
地域総合支援協議会	設置状況	設置	設置	検討	検討	設置	設置	設置
障がい者虐待防止 センター	実施状況	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置

※平成29年度のみ9月時点

② 見込量確保の方策

- 東濃圏域5市の共同委託により実施している基本相談支援事業について、引き続き連携を図り、相談支援体制を確保していきます。また、平成32年度までに整備すべき地域生活支援拠点の前段階として、平成31年度から基幹相談支援センターが稼働できるよう、東濃圏域5市と協力しセンターの設置を進めます。
- 地域総合支援協議会については、機能を強化し、関係機関で構成する全体会・専門部会の設置により、障がい者に必要な支援体制がとれるよう協議会の運営に努めます。
- 虐待防止センターについては、障害者虐待防止法により市町村がその役割を担うことが規定されています。障がい者の虐待防止と発生時の対応についての体制を整備するとともに、東濃成年後見センター、相談支援事業所と協議し、委託によるセンターの設置についても検討します。

(3) 成年後見制度利用支援事業

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
成年後見制度利用 支援事業	実利用 者数	0	1	0	(0)	1	1	1

※平成29年度のみ9月時点

② 見込量確保の方策

- 判断能力が不十分な障がい者に対して成年後見制度の啓発を図るとともに、本人、親族による申立の困難なケースについて、積極的に市長による申立を行います。

(4) 意思疎通支援事業(コミュニケーション支援事業)

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
手話通訳者派遣事業	実利用 者数	9	9	8	(7)	8	8	8
要約筆記者派遣事業	実利用 者数	0	1	1	(0)	1	1	1

※平成29年度のみ9月時点

② 見込量確保の方策

- サービスが利用しやすくなるように広報等幅広く周知活動を行います。

(5) 日常生活用具給付等事業

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
介護訓練支援用具	件	5	1	2	(2)	2	2	2
自立生活支援用具	件	8	4	3	(3)	5	5	5
在宅療養等支援用具	件	12	13	7	(1)	7	7	7
情報・意思疎通 支援用具	件	8	2	2	(2)	2	2	2
排泄管理支援用具	件	376	401	383	(237)	405	405	405
居宅生活動作補助 用具(住宅改修費)	件	1	2	0	(0)	2	2	2

※平成29年度のみ9月時点

② 見込量確保の方策

- 障がいの状況や程度の変化等、ニーズに応じ、適切できめ細かな給付等に努めるとともに、利用を促進するための周知に努めます。
- 支給対象品目、耐用年数、給付基準額等について必要に応じて見直しを検討します。

(6) 手話奉仕員養成研修事業

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
手話奉仕員養成 研修事業	実講習 修了者数	9	9	7	(7)	8	8	8

※平成 29 年度のみ 9 月時点

② 見込量確保の方策

- 社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携により、地域における手話奉仕員等の養成に努め、必要なサービス提供体制を整備していきます。

(7) 移動支援事業

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
移動支援	実利用 者数	0	0	2	(1)	2	2	2
	延べ利用 時間	0	0	10.5	(21)	26	26	26

※平成 29 年度のみ 9 月時点

② 見込量確保の方策

- ニーズに応じた適切な障害福祉サービスを利用できるよう、指定障害福祉サービス事業者へ専門的人材の確保とその質的向上を図るよう働きかけるとともに、事業所における移動介護技術の向上を促し、多様な対象者に対する移動支援の柔軟な実施を図り、供給体制の整備に努めます。

(8) 地域活動支援センター事業

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地域活動支援 センター事業	箇所数	1	1	1	(1)	1	1	1
	実利用者数	53	58	61	(39)	65	67	69

※平成29年度のみ9月時点

② 見込量確保の方策

- 委託事業所と連携し、安定したサービスの供給に努めます。
- 事業所と連携し制度の周知を図り、地域移行した後の精神障がい者等の利用者の拡大に努めます。

(9) その他の事業

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
日中一時支援事業	契約事業所数	9	8	9	(10)	10	11	11
	実利用者数	43	42	42	(34)	43	44	45
訪問入浴サービス 事業	契約事業所数	3	2	2	(2)	2	2	2
	実利用者数	3	3	2	(2)	2	2	2

※平成29年度のみ9月時点

② 見込量確保の方策

- 定員規模の拡大や新たな事業所での事業開始を働きかけ、必要なサービス量を確保することにより、障がい者やその家族の支援に努めます。
- 訪問入浴については、実施事業所の確保と周知に努め、利用促進を図り、介護者の負担軽減につなげます。